

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属する  
ものがあるため、一部又は全部公開できません。

令和5年6月1日  
原子燃料工業株式会社

## 熊取事業所の加工再開に向けた取組みの全体計画書

### 1. 業務の計画

#### 1. 1 目的

本計画書は、熊取事業所の加工再開に向けた取組みの全体計画を規定するものである。

#### 1. 2 実施体制

実施体制を図1に示す。

#### 1. 3 教育・力量管理

2. の業務を実施する各責任者は、それぞれの作業を実施する者に対し、業務の実施に必要な力量を明確にし、教育訓練基準（基保-007）に基づく保安教育等を実施する。

#### 1. 4 文書・記録の作成・審査・承認及び保管

- (1) 本計画書は環境安全部長が作成し、保安関係の各部長の確認のうえ、熊取事業所長が承認する。
- (2) 本計画書の活動により作成した記録は、作成者が5年間保管する。

#### 1. 5 適用範囲

本計画書は、熊取事業所の加工再開に向けた取組みに係る以下の活動に対して適用する。

- (1) ハード
  - ①新規制基準対応工事（使用前事業者検査等を含む）(A)
- (2) ソフト
  - ①新規制基準に係る保安規定(B)
  - ②加工施設の操作等に係る手順書類(C)
  - ③設計想定事象等対処活動(D)
  - ④操作員への教育(E)
- (3) その他
  - ①長期停止設備への対応(F)
  - ②操作員の力量(G)

### 2. 業務の実施

各責任者は、以下の実施内容について、取り組む。

#### 2. 1 新規制基準対応工事（使用前事業者検査等を含む）(A)

新規制基準対応工事に係る活動については、令和4年度までに、新規制基準に係る事業変更許可の内容を反映した設計及び工事の計画に関する認可申請（以下「設工認」という。）を5分割で申請して認可を受け、工事を開始している。残りの工事については加工再開までに、以下の活動を実施する。

### (1) 実施内容

- ・新規制基準対応工事は、設工認に基づき、令和5年6月中旬を目標に工事を完了する。
- ・新規制基準対応工事に係る使用前検査及び使用前事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）は、工事の完了を踏まえ順次実施し、最終の性能検査を令和5年6月下旬（7月中旬使用前確認証受領）に実施することを目標に検査を完了する。

### (2) 個別の計画書等

- ・新規制基準対応工事：プロジェクトマネジメント計画書
- ・使用前事業者検査等：補修及び工事の計画書

### (3) 責任者等

- ・本活動は、熊取事業所長を責任者とする。
- ・新規制基準対応工事は、設備管理部が指名する者が実施する。
- ・使用前事業者検査等は、設備を所管する各部長が指名する者が検査を実施する。

## 2. 2 新規制基準に係る保安規定(B)

新規制基準に係る保安規定に係る活動は、令和4年度までに、事業変更許可の内容を反映し、3段階で申請することとし、第1段階の保安規定（重大事故等の体制整備等の運用に係る事項を主体に申請）及び第2段階（新検査制度対応に係る事項を主体に申請）の認可を受け、施行している。このことから、第3段階の保安規定について、加工再開までに、以下の活動を実施する。

### (1) 実施内容

- ・第3段階の保安規定は、事業変更許可及び設工認の内容を反映し、工事の制約がある事項等の第1段階、第2段階で未申請の事項を申請し、認可を受ける。
- ・第3段階の保安規定の変更内容を反映する要領類は、各部において反映すべき要領類を抽出し、全ての変更内容を反映して保安規定の施行に合わせて適用開始する。

### (2) 責任者等

- ・本活動は、環境安全部長を責任者とする。
- ・保安規定の変更内容の下部要領類への反映は、要領類を所管する各部長が実施する。

## 2. 3 加工施設の操作等に係る手順書類(C)

加工施設の操作等に係る手順書類に係る活動は、第3段階の保安規定変更を受け、加工再開までに、以下の活動を実施する。

### (1) 実施内容

- ・加工施設の操作等に係る操作手順書は、保安規定及び追加安全対策等を反映した設計図書を基に、変更箇所を抽出し反映する。
- ・加工施設の操作等に係る手順書類は、第3段階の保安規定等の全ての変更内容を反映して保安規定の施行に合わせて適用開始する。

### (2) 責任者等

- ・本活動は、設備を所管する各部長を責任者とする。
- ・加工施設の操作等に係る手順書類の改訂は、設備を所管する各部長が指名する者が実施する。

## 2. 4 設計想定事象等対処活動(D)

### (1) 資機材等の配備

設計想定事象等対処活動のうち資機材等の整備に係る活動は、第1段階の保安規定に基づき、

体制整備（資機材等の配備）に関する活動を実施している。このことから、第3段階の保安規定改正を受け、令和4年度及び運転再開までに、以下の活動を実施する。

①実施内容

- ・第3段階の保安規定に基づき配備するとした資機材は、保安規定の施行までに順次手配を行い配備する。

②個別の計画書等

- ・本活動は「設計想定事象等対処活動基準（基保-039）」に基づき実施する。

③責任者等

- ・本活動は、業務管理部長を責任者とする。
- ・資機材の配備は、業務管理部長が指名する者が実施する。

(2) 訓練

設計想定事象等対処活動のうち、訓練に係る活動は、第1段階の保安規定に基づき、火災、自然災害、重大事故に至るおそれがある事故等発生時の体制整備（教育・訓練の実施）に関する活動を実施している。このことから、第3段階の保安規定変更を受け、加工再開までに、以下の活動を実施する。

①実施内容

- ・第3段階の保安規定において追加した事象及び工事上の制約がある資機材等の訓練については、当該設備の設備の設置後は、加工再開までに、当該設備を使用した実働訓練を実施する。
- ・これらの訓練について、各掛の力量評価を行う。

②個別の計画書等

- ・設計想定事象等対処活動訓練計画・非常時訓練計画（熊取事業所長承認）

③責任者等

- ・本活動は、業務管理部長を責任者とする。
- ・訓練は、各部（各掛）が実施する。

2. 5 操作員への教育 (E)

操作員への教育に係る活動は、計画に基づき教育を実施している。このことから、加工再開までに、以下の活動を実施する。

(1) 実施内容

- ・加工再開に向けた教育は、操作員を対象に新設設備、更新設備及び既設設備を安全かつ適切に操作及び操作に係る管理（異常時対処含む）できるようにするため、以下を実施する。
  - 操作等に係る手順書教育を、操作を開始する前までに実施する。
  - 新設設備等が使用可能となった時点で、操作員を対象に実機を用いた現場作業方法の確認等を加工再開までに実施する。
  - 上記の教育は、加工再開までに行い、操作員の力量評価を行う。

(2) 個別の計画書等

- ・加工再開に向けた教育・訓練計画
- ・操作員の力量向上計画

(3) 責任者等

- ・本活動は、設備を所管する各部長を責任者とする。
- ・操作員への教育は、設備を所管する各部長が指名した者が実施する。

## 2. 6 長期停止設備への対応 (F)

熊取事業所の加工施設については、使用前事業者検査等及び現行の保全の仕組みにより、以下の活動を実施する。

### (1) 長期停止設備への対応

熊取事業所の加工施設については、更新、新設、改造の工事を行う設備に限らず全ての設備に対して使用前事業者検査等を行い、設備の健全性を確認する。また長期停止期間中、使用前事業者検査等を行った後の活動については、加工停止中の設備の状態に応じた保全方法及び実施時期を保全計画として定めている。

このことから、加工開始前までに、「加工停止中に使用しない設備（長期停止設備）」について、以下の活動を実施する。

#### ①実施内容

- ・長期停止設備の点検等

長期停止設備について、保全計画に基づき、設備の使用開始前までに、点検等を実施する。

#### ②個別の計画書等

- ・保全計画

#### ③責任者等

- ・長期停止設備の点検等、動作確認は、設備を所管する各部長を責任者とする。
- ・長期停止設備の点検等、動作確認は、設備を所管する各部長が指名した者が実施する。

## 2. 7 操作員の力量 (G)

操作員の力量に係る活動については、現行の力量管理の仕組みにより、以下の活動を実施する。

### (1) 実施内容

- ・現在実施している新規制基準対応工事、法令点検等を通じて、操作員の力量を確保する。

### (2) 個別の計画書等

- ・本活動は、教育訓練基準（基保-007）に基づき実施する。

### (3) 責任者等

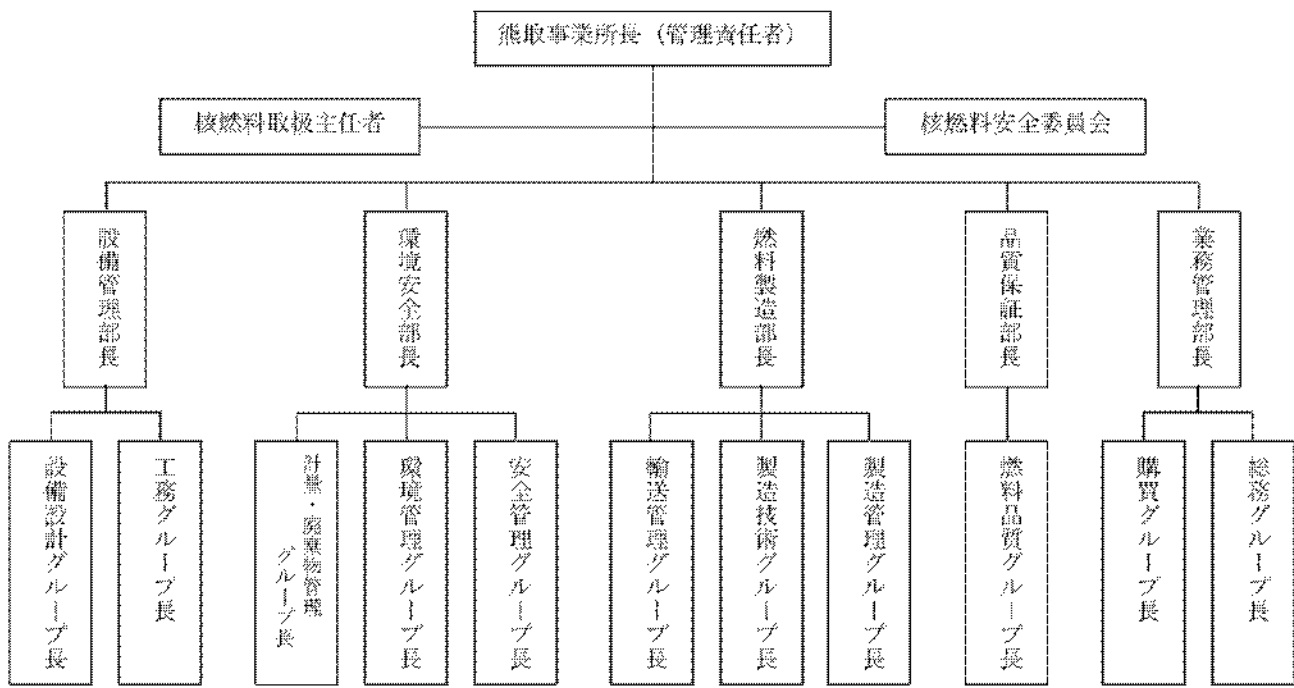
- ・本活動は、設備を所管する各部長を責任者とする。
- ・操作員の力量評価は、設備を所管する各部長が指名した者が実施する。

## 3. 全体スケジュール

2. の活動の全体スケジュールを別紙1に示す。

## 4. 業務の管理

- (1) ステアリング会議を開催し、1回／週の頻度で進捗状況を確認する。
- (2) リーダー会議を開催し、1回／月の頻度で進捗状況を報告する。
- (3) 各責任者は、本計画書の改正が必要である場合には、環境安全部長に本計画書の改正を依頼する。環境安全部長は、依頼を受けた都度本計画書を改正する。
- (4) 各責任者は、本計画書に基づく活動の中で業務・施設に対する要求事項に適合しない状況を確認した場合には、CAPシステムに基づき、管理する。



----- : 本規定の適用範囲外

図1 実施体制

別紙 1

加工再開に向けた取り組みに係る全体スケジュール

活動	～2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月～
(A) 新規制基準対応工事 ① 工事						
② 使用前事業者検査						
(B) 新規制基準に係る保安規定						
(C) 加工施設の操作等に係る手順書類						
(D) 設計想定事象等対処活動 ① 資機材等の配備						
② 訓練						
(E) 操作員への教育 ① 加工再開に向けた教育						
② 操作員の力量向上						
(F) 長期停止設備への対応						
(G) 操作員の力量						